

「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」

○保育所の再編計画の進捗状況

○保育所私立化ガイドラインの改定

第3期計画に基づく市立保育所の私立化の基本指針として、令和3年3月に改定しました。

「習志野市立保育所私立化ガイドライン」については、習志野市HPからご覧いただけます。

トップページ > 市政情報 > 計画・政策 > こども部 >

市立幼稚園・保育所の私立化 > 市立幼稚園・保育所の私立化の計画について

○市立大久保第二保育所の私立化

私立 大久保みのり保育園

(令和6年度開設予定)

移管先法人:社会福祉法人 習志野

場所:旧大久保第二保育所敷地(約2,564㎡)

(住所:大久保2-7-7)

定員:147人(予定)

年齢別定員(予定)

(単位:人)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
9	24	24	30	30	30	147

※定員については、整備時の乳幼児人口及び保育需要の推計において再度検討

整備:市により既存施設を解体後、移管先法人による新築工事

代替施設:整備期間(約1年8か月間)は、次の代替施設で保育を実施

年齢	代替施設
0歳児~2歳児	市立大久保こども園
3歳児~5歳児	市立大久保東幼稚園

※代替施設においても、大久保第二保育所として保育を実施します。

年次計画

年度	月	市	移管先法人	保育の実施
令和3年度 (2021)	4~6	移管先法人募集	応募	市立大久保第二保育所【市】
	7~9			
	10~12			
	1~3			
令和4年度 (2022)	4~6	代替施設での保育	設計	R4.8.12~ 市立大久保こども園 または 市立大久保東幼稚園【市】
	7~9			
	10~12			
	1~3			
令和5年度 (2023)	4~6	市立大久保第二保育所閉園	共同保育※の実施 工事	市立大久保第二保育所閉園
	7~9			
	10~12			
	1~3			
令和6年度 (2024)	4~6	引継ぎ保育※の実施	私立大久保みのり保育園開園	私立大久保みのり保育園【移管先法人】
	7~9			
	10~12			
	1~3			

※上記計画は、現時点で想定しているものであり、状況に応じて変更することがあります。

※共同保育とは、私立化後の施設の開園前に、移管先法人が私立化対象保育所の職員から、保育や運営の引継ぎを受けたり、開園準備を行ったりするものです。

※引継ぎ保育とは、私立化後の施設の開園後に、私立化対象保育所の職員が私立化後の施設で、保育や運営の引継ぎを行うものです。

○市立菊田第二保育所の私立化

私立 青葉保育園

(令和6年度開設予定)

移管先法人:社会福祉法人 青葉学園

場所:旧学校給食センター跡地(約5,051㎡)

(住所:習志野市津田沼3-14-17)

定員:162人(予定)【0歳児~2歳児の保育所から0歳児~5歳児の保育所へ移行】

年齢別定員(予定)

(単位:人)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
12	30	30	30	30	30	162

※定員については、整備時の乳幼児人口及び保育需要の推計において再度検討

整備:市により既存施設を解体後、移管先法人による新築工事

年次計画

年度	月	市	移管先法人	保育の実施
令和3年度 (2021)	4~6	移管先法人募集		市立菊田 第二保育所 【市】
	7~9		応募	
	10~12			
	1~3	移管先法人決定		
令和4年度 (2022)	4~6		設計	
	7~9		↓	
	10~12			
	1~3			
令和5年度 (2023)	4~6		共同保育※の実施	
	7~9		↓	
	10~12		工事	
	1~3	市立菊田第二 保育所閉園	↓	
令和6年度 (2024)	4~6	引継ぎ保育※の実施	↓	私立 青葉保育園 【移管先法人】
	7~9	↓	私立青葉保育園 開園	
	10~12			
	1~3			

※上記計画は、現時点で想定しているものであり、状況に応じて変更することがあります。

※共同保育とは、私立化後の施設の開園前に、移管先法人が私立化対象保育所の職員から、保育や運営の引継ぎを受けたり、開園準備を行ったりするものです。

※引継ぎ保育とは、私立化後の施設の開園後に、私立化対象保育所の職員が私立化後の施設で、保育や運営の引継ぎを行うものです。

○市立藤崎保育所の私立化

(仮称) 私立 藤崎保育園

(令和7年度開設予定)

移管先法人: 学校法人 三星学園

場所: 現藤崎保育所敷地(約3,400㎡)

定員: 162人(予定)

年齢別定員(予定)

(単位:人)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
12	30	30	30	30	30	162

※定員については、整備時の乳幼児人口及び保育需要の推計において再度検討

整備: 移管先法人による新築工事後、既存施設を解体

年次計画

年度	月	市	移管先法人	保育の実施
令和4年度 (2022)	4~6	移管先法人募集	応募	市立 藤崎保育所 【市】
	7~9			
	10~12			
	1~3			
令和5年度 (2023)	4~6	移管先法人決定	設計	
	7~9			
	10~12			
	1~3			
令和6年度 (2024)	4~6	市立藤崎保育所閉園 引継ぎ保育※の実施	共同保育※の実施 工事	
	7~9			
	10~12			
	1~3			
令和7年度 (2025)	4~6	↓	(仮称) 藤崎保育園開園 解体工事	(仮称) 私立 藤崎保育園 【移管先法人】
	7~9			
	10~12			
	1~3			

- ※上記計画は、現時点で想定しているものであり、状況に応じて変更することがあります。
- ※共同保育とは、私立化後の施設の開園前に、移管先法人が私立化対象保育所の職員から、保育や運営の引継ぎを受けたり、開園準備を行ったりするものです。
- ※引継ぎ保育とは、私立化後の施設の開園後に、私立化対象保育所の職員が私立化後の施設で、保育や運営の引継ぎを行うものです。